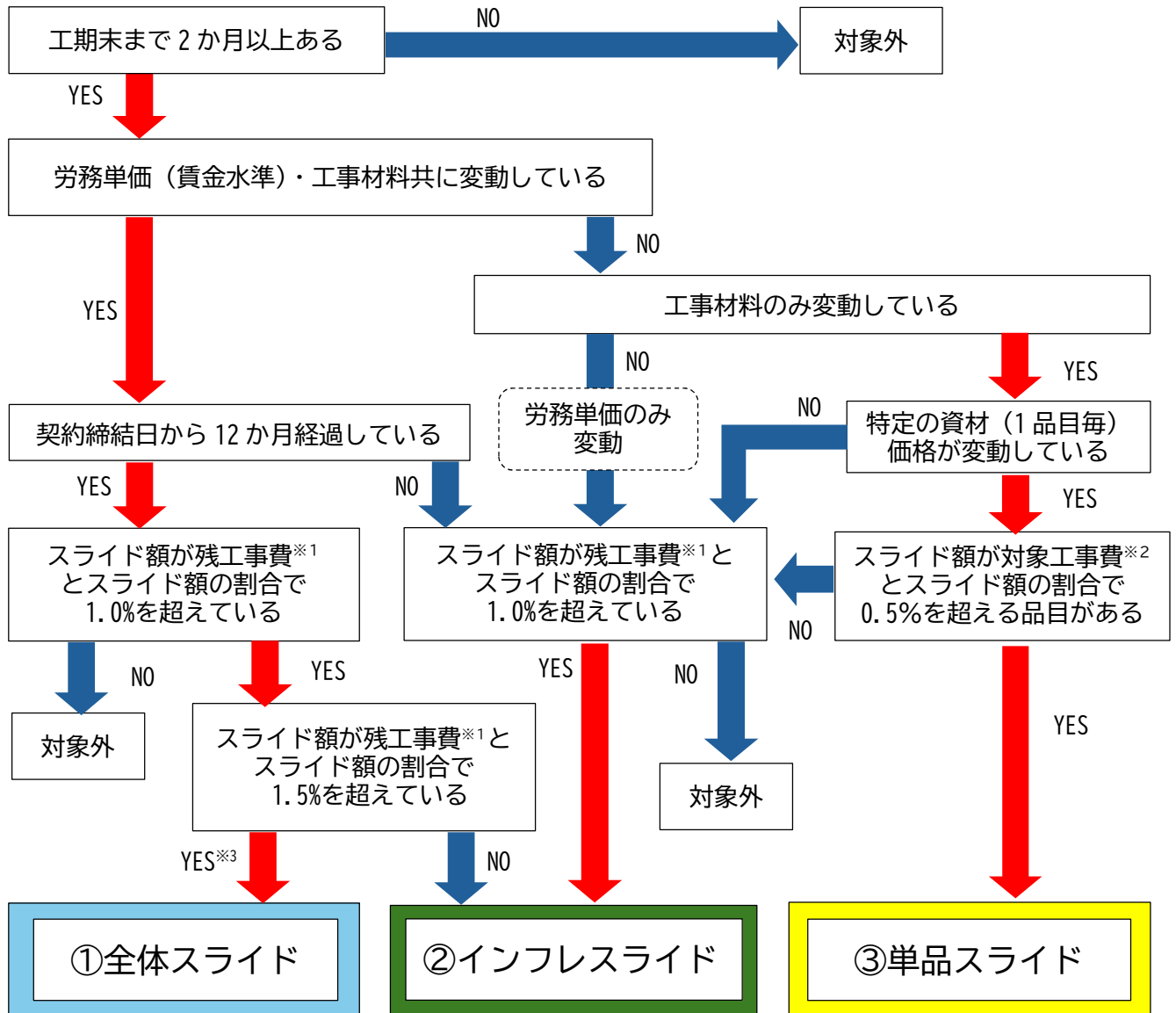


《スライド適用判定フロー》



※1 残工事費とは、基準日以降に施工する部分及び基準日以降に購入する工事材料
 ※2 対象工事費とは、請負代金額から部分払完了部分及び部分引き渡し完了部分を除いた額
 ※3 1.5%を超えていてもインフレスライドを、選択することもできます。